

新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱実施要領</p> <p>【省略】第1条～第3条</p> <p>(県内新規雇用者)</p> <p>第4条 要綱における県内新規雇用者及び県内新規雇用者数については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指定工場等(企業指定に係る工場等をいう。以下同じ。)の設置に伴い補助対象事業者が新たに雇用した、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者として同法第9条の規定に基づく確認を受けている者のうち、県内に住所を有し、継続して6ヵ月以上雇用される常用雇用者(日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第一の二の表若しくは五の表若しくは別表第二に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者に限る。以下同じ。)をいうものとする。</p> <p>なお、常用雇用者の確認は雇用保険被保険者資格取得確認通知書(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第9条の規定により公共職業安定所長から送付されるものをいう。)の写し等により行うものとする。</p> <p>(2) 補助対象事業者の他事業所から指定工場等へ配置転換となった者は、県内新規雇用者として扱わない。ただし、新增設する指定工場等への配属を前提に、補助対象事業者の他事業所において研修等の目的で採用した者のうち操業開始後1年以内に当該指定工場等に配置転換となった者は、県内新規雇用者に含むものとする。</p> <p>(3) 増設に係る企業指定に当たっては、添付資料に基づき申請日の直近1週間以内の時点の従業員数(雇用保険の被保険者数)とその日から6ヵ月前の月末時点の従業員数とを比較し、どちらか多い方の人数を県内新規雇用者数の算定の基礎とする。</p> <p>(4) 立地企業指定申請書の提出日から実績報告書の提出日までの間において、補助対象事業者の都合により常用雇用者を解雇した場合は当該解雇者数を、自己都合により退職した場合は当該退職者数を、県内新規雇用者数から控除するものとする。</p> <p>【省略】第5条(1)～(12)</p> <p>(13) 補助対象事業者の実績報告書に添付すべき固定資産台帳が、決算未了につき未調製の場合は、決算終了後において速やかに提出を受けるものとする。</p> <p>【省略】第5条(14)～第10条</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この要領は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱実施要領</p> <p>【省略】第1条～第3条</p> <p>(県内新規雇用者)</p> <p>第4条 要綱における県内新規雇用者及び県内新規雇用者数については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 指定工場等(企業指定に係る工場等をいう。以下同じ。)の設置に伴い補助対象事業者が新たに雇用した、雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定に基づく被保険者として同法第9条の規定に基づく確認を受けている者のうち、県内に住所を有し、継続して6ヵ月以上雇用される常用雇用者(日本国籍を有しない者にあつては、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第一の二の表若しくは五の表若しくは別表第二に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に規定する特別永住者に限る。以下同じ。)をいうものとする。<u>ただし、雇用奨励金の対象は、常用雇用者のうち、1週間の所定労働時間が30時間以上である者(入管法別表第一の二の表に規定する在留資格のうち、技能実習及び特定技能(第1号に掲げるものに限る。))をもって在留する者を除く。</u>とする。</p> <p>なお、<u>常用雇用者であっても、給与が時給制等の者は、原則、非正規社員として取り扱う。</u>また、常用雇用者の確認は雇用保険被保険者資格取得確認通知書(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第9条の規定により公共職業安定所長から送付されるものをいう。)の写し等により行うものとする。</p> <p>(2) 補助対象事業者の他事業所から指定工場等へ配置転換となった者は、県内新規雇用者として扱わない。ただし、新增設する指定工場等への配属を前提に、補助対象事業者の他事業所において研修等の目的で採用した者のうち操業開始後1年以内に当該指定工場等に配置転換となった者は、県内新規雇用者に含むものとする。</p> <p>(3) 増設に係る企業指定に当たっては、添付資料に基づき申請日の直近1週間以内の時点の従業員数(雇用保険の被保険者数)とその日から6ヵ月前の月末時点の従業員数とを比較し、どちらか多い方の人数を県内新規雇用者数の算定の基礎とする。</p> <p>(4) 立地企業指定申請書の提出日から実績報告書の提出日までの間において、補助対象事業者の都合により常用雇用者を解雇した場合は当該解雇者数を、自己都合により退職した場合は当該退職者数を、県内新規雇用者数から控除するものとする。</p> <p>【省略】第5条(1)～(12)</p> <p>(13) 補助対象事業者の概算払請求書又は実績報告書に添付すべき固定資産台帳が、決算未了につき未調製の場合は、決算終了後において速やかに提出を受けるものとする。</p> <p>【省略】第5条(14)～第10条</p>